

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(茶屋新田まちづくり地区計画)

(名古屋市決定)





	建築物の敷地面積の最低限度	150m <sup>2</sup> ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	5,000m <sup>2</sup> ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	—
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（市道福田前新田福田線に係るもの）までの距離は1m以上とする。</p> <p>ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下で、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が0.5m以上であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内であること。</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（市道福田前新田福田線に係るもの）までの距離は1m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。</p> <p>ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下で、かつ、外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離が0.5m以上であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内であること。</p>	—

	<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p> <p>1 建築物や工作物の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとする。色彩は、落ち着いた色調とする。</p> <p>2 敷地に接して歩道を有さない東西方向の道路(名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業で定められた道路に限る。以下「対象東西道路」という。)に面する高さ0.3m以上の擁壁の壁面は、対象東西道路境界線から1m以上後退しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、調整池(名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業で定められた調整池に限る。)においては、適用しない。</p>	<p>建築物や工作物の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとする。色彩は、落ち着いた色調とする。</p>
<p>建築物の緑化率の最低限度</p>	<p>10分の1.5 ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建ぺい率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。</p>	<p>10分の1</p>
<p>垣又はさくの構造の制限</p>	<p>1 道路境界線(市道福田前新田福田線に係るもの)から1m未満の距離に垣やさくを設ける場合は、生垣又は高さが1.2m以下の透視可能(開口率50%以上とする。)なフェンス等(高さ60cm以下の部分はこの限りでない。)とする。</p> <p>2 対象東西道路に面する垣やさくは、当該道路境界線から1m以上後退しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 門</p> <p>二 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に定める墓地に設けるもの</p> <p>三 調整池(名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業で定められた調整池に限る。)及びガス事業の用に供するガバナーステーションの管理に必要なフェンス等</p>	<p>道路境界線から1m未満の距離に垣やさくを設ける場合は、生垣又は高さが1.2m以下の透視可能(開口率50%以上とする。)なフェンス等(高さ60cm以下の部分はこの限りでない。)とする。 ただし、門はこの限りでない。</p> <p>—</p>

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

## 理　　由

地区計画を定めることにより、拠点にふさわしい魅力を創出するとともに、緑豊かな周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。

